

第29回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年11月28日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町農業協同組合 2階会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 7 報告第 2 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について
- 日程第 8 報告第 3 号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について
- 日程第 9 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 10 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 11 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 12 議案第 4 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 13 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 14 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について
- 日程第 15 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第29回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

11月もあと2日で終わり、令和元年もあと1ヶ月余りになり、大変お忙しい中第29回の総会に全委員の出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、先日12日から視察研修に委員と職員12名で行って参りましたけれども、何事もなく天候にも恵まれ、大変良かったのかなと思います。また、視察先のかほく市の株式会社河北潟ゆうきの里では施設内の工事のため、牛舎等の見学はできませんでしたが、家畜のふん尿処理、汚水処理、下水道の汚泥処理等の施設を見学して、組合長さんや課長さん、農業会議の方々と色々な意見交換をいたしました。酪農地帯での共通の悩みであるふん尿の臭いの問題では苦慮している話もありましたし、担い手対策や後継者対策についても我々と同じ悩みを持っていると感じました。皆様方におかれましてはどのように思われたのでしょうか。この研修につきましても、農業委員会だよりで紹介する予定となっておりますので、農政部会の皆さんにおかれましては、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、今回の総会には報告3件、附議案件6件の提案をさせていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。それから、だんだん寒さが厳しくなってきましたので、体調管理をしっかりとさせていただきたいと思います。まだ、現地に出ることもあろうかと思っておりますので、風邪等を引かないようにして活動していただければと思います。簡単ではありますが御挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番橋場委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けま
す。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交
付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提
案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出が
あったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道
府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許
可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付するこ
ととなっております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許
可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、
整理番号1の貸主は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏、借主は茶内栄〇〇番地、〇
〇〇〇〇〇〇〇で、家畜ふん尿処理施設の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許
可申請を行っていたものですが、〇〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許
可決定の通知をいただき、〇〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行って
おります。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願
いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員
が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いた
しますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。

整理番号1は、浜中基線〇〇〇番地、〇〇〇氏より令和元年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は浜中基線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇〇月〇日に農地部会6名の委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の了承を得ることが出来ました。その後、地域での農地利用協議により、農用地の利用関係の調整に努めてまいりました。利用協議の結果、農地の取得を希望される方はいませんでしたが、土地利用の将来的な見通しや安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により農地利用集積円滑化団体の買入が必要であると判断し、町長に対し買入要請を行うことで決定いたしました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、6ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和元年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は厚陽〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇〇月〇日に農地部会6名及び村越委員により実施

し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の了承を得ることが出来ました。その後、地域での農地利用協議により、農用地の利用関係の調整に努めてまいりました。利用協議の結果、農地の取得を希望される方はいませんでした。土地利用の将来的な見通しや安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により農地利用集積円滑化団体の買入が必要であると判断し、町長に対し買入要請を行うことで決定いたしました。

土地の詳細につきましては、議案書5ページ、7ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明しますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

事務局長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 利用状況調査（農地パトロール）の結果についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第3号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取組を進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査に位置付け、農業委員会の義務的業務として実施しているものでございます。

本年度の農地パトロールは、10月15日から10月18日にかけて実施し、令和元年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、②農地法許可農地の利用状況、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、④違反転用農地の把握、⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしました。

調査の結果、①耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地については、農地法第32条の規定により、所有者等に対し、その農地の農業上の利用の意向について調査を行うものとされており。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づき御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、

浜農委1-15号の願い出人は、姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、嵯峨委員、堀金委員により〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-16号の願い出人は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、嵯峨委員、堀金委員により〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。

まず、浜農委1-15号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、浜農委1-16号の質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、白川俊明委員。

白川俊明委員 今回の説明の中で茶内東〇線〇〇〇番〇は太陽光施設が建っているという話がありました。そうすると農業振興地域内ではなくて外になっているのではないかと。

事 務 局 長 〇〇〇番〇の方は農業振興地域内の農用地区域外であるが、〇〇〇番〇の方は農業振興地域内の農用地区域内となっている。議案書13ページの農業振興地域整備計画との関係の欄につきましては、総会終了後に欄を2つに分けて、次回の総会時に差し替えたものを用意いたします。

議 長 他に質疑ありませんか？

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委1-15号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委1-15号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委1-16号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委1-16号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与による権利の移転1件に伴う許可申請でございますが、
整理番号1は、姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
4番谷口委員、お願いします。

谷口委員

補足説明をいたします。
本案件は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに贈与するということですが、すでに〇〇〇〇さんは酪農経営を引き継いでおりますので、許可することに問題ないと考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇で、新たに家畜ふん尿処理施設（バイオガス発電プラント）を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇. 〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、新井委員により、〇〇月〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島 主事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第12 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、

整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和元年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとしております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに牛舎を建設するため、〇〇〇〇氏所有地、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇、〇〇〇㎡を使用貸借し、農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、橋場委員、嵯峨委員、堀金委員により、〇〇月〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

(なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては2件の買入協議でございますが、

整理番号1は、浜中町浜中基線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地に係るもので、令和元年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、農地利用集積円滑化団体である浜中町農業協同組合による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

次に、整理番号2は、浜中町厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和元年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員を農地部会及び村越委員に決定し、部会及び村越委員で調整した結果、農地利用集積円滑化団体である浜中町農業協同組合による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。なお、今回の申出に係る農用地のうち、厚陽〇〇番と厚陽〇〇番〇の土地につきましては、現在分筆の手続き中であり、農用地利用集積計画の作成の際には分筆後の面積で要請を行うことを申し添えいたします。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第6号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、12月27日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月27日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、12月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第29回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

1番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

2番 嵯峨 弘巳

農地法第3条調査書

調査日：令和元年11月22日

第29回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (贈与)

譲渡人	○ ○ ○ ○	譲受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。			しない	